

# 都立高校で 通級による指導が 始まります！

- 周囲の人たちとうまく関係をつくっていきたい
- 感情を自分でコントロールできるようになりたい
- ちゃんとスケジュール管理ができるようになりたい

このような教育的ニーズに応じて  
生徒一人ひとりの可能性を高めます。

## 通級による指導とは？

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態です。

都内公立小・中学校にある特別支援教室では、発達障害等のある児童・生徒のための「通級による指導」が行われています。学校教育法施行規則の改正により、高等学校及び中等教育学校後期課程においても通級による指導ができるようになりました。



## 申込みについて

- 在籍校の先生に相談してください
- 中学生の方は、入学後、高校の先生に相談してください



入学以前の問合せ等はこちら

東京都教育庁 都立学校教育部  
特別支援教育課 発達障害教育推進担当

TEL 03-5320-7838

[対象者など詳細は裏面へ→]

## 対象生徒について

以下の①～③を全て満たす生徒  
(②・③は小・中学校特別支援教室と同じ)

- ①都立高校又は都立中等教育学校後期課程に在籍する生徒  
※全日制・定時制・通信制や、学科は問いません
- ②知的障害がなく、発達障害等（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）があり、通常の授業におおむね参加でき、一部、障害に応じた特別な指導を必要とする生徒
- ③生徒本人と保護者が通級による指導を希望し、かつ、学校及び都教育委員会に指導が必要であると認められた生徒

Q1

## 通級による指導では どのような内容を学ぶのですか？

将来の自立や社会参加のために、「コミュニケーション」「感情のコントロール」「自己理解」などが苦手な生徒に対し、その実態に応じて指導<sup>\*</sup>します。

※特別支援学校高等部学習指導要領の「自立活動」の内容を参考とした指導

（指導例）

- クラスメイトに、自分の思っていることを上手に伝えられない生徒に対して、気持ちの伝え方や、自分に合った表現の方法を身に付けられるようにします。
- 現実的ではない計画を立ててしまう、課題を期日までに提出できない、といった生徒の特性に応じて、スケジュールや自己管理の方法を身に付けられるようにします。

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした指導を行うものであり、教科の補習など、学習の遅れを取り戻すことを目的とした指導は行いません。

Q2

## 通級による指導は どこで、誰が教えてくれるのですか？

自分が在籍している都立高校で、在籍校の先生と専門的な知識やノウハウのある支援員が、チームティーチングの形式で指導を行います。



Q3

## 自分の学校以外では 指導は受けられないのですか？

土曜日や夏休みに、学校以外の会場で、都立高校の生徒を対象とした「コミュニケーションアシスト講座」を実施しています。

ただし、在籍校の教育課程には含まれません。詳細は、東京都教育委員会のホームページをご確認ください。

コミュニケーションアシスト講座



Q4

## 「指導が必要であると認められた生徒」とは、どういう生徒ですか？

学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、普段の授業や学校生活での合理的配慮に加え、Q1のような指導の必要があると、在籍校及び東京都教育委員会が認めた生徒のことを指します。

Q5

## 通級による指導を受けたら 単位認定されますか？

各学校で、対象の生徒の個別指導計画等に、通級による指導の目標を定め、十分にその目標が達成できたと校長が判断した場合に、単位の認定を行うことになります。

Q6

## 通級による指導を受けたことで 進学や就職に不利になりますか？

不利にはなりません。通級による指導により、進学先や就職先で必要なスキルを身に付けることや、必要な支援や配慮を依頼する力を受けられることが期待されます。